

火薬類保安表彰選考要領

一般社団法人 宮城県火薬類保安協会

1. 目的

火薬類による災害防止のため、永年にわたり不断の努力を重ね、火薬類の保安に関し極めて顕著な功績を挙げ、保安管理体制の整備等において優秀な業績を収めた保安関係者並びに事業所を表彰し、保安意識の高揚を図り、災害の防止、公共の安全を確保することを目的とする。

2. 表彰の対象及び表彰者数

- (1) 保安功労者 若干名
- (2) 優良従事者 若干名
- (3) 優良事業所 若干名

3. 選考基準

(1) 「保安功労者」については、次の各号の一に該当する者。

- イ. 火薬類の保安管理及び保安教育または保安行政への協力に関して顕著な功績があり、人格見識が卓越している者。
- ロ. 自己の所属する事業所（火薬類製造所、販売所及び消費に関する事業所または事業場をいう。）において、保安技術の改善または保安管理体制の整備等に優秀な業績を収め、災害を防止し、公共の安全確保に多大な貢献をした者で、人格見識が卓越し、かつ、年齢が50歳以上で保安に関する職務に10年以上従事している者。
- ハ. 火薬類による災害事故を事前に察知し、身をもってこれを未然に防止し、または発生した事故を大事に至る前に防ぎ、もって公共の安全確保に多大な貢献をし、他の模範と認められる者。

(2) 「優良従事者」については、次の各号の条件を満たしている者。

- イ. 火薬類に関する経験が深く、人格見識が卓越し、年齢が40歳以上で火薬類取扱（製造）保安責任者または火薬類取扱従事者として10年以上精勤し、かつ、過去5年間無事故・無違反である者。
- ロ. 火薬類関係法令及び作業基準を遵守し、安全の確保及び保安の指導について他の模範と認められる者。

(3)「優良事業所」については、次の各号の条件を満たしている者。

- イ. 事業所における保安管理体制が整備され、保安教育が徹底されており、かつ、保安に関して積極的熱意をもっていること。
- ロ. 事業所における各施設の構造及び設備並びに製造、火薬類の販売及び貯蔵または消費の方法等に関し、保安上の措置が特に優れていること。
- ハ. 過去5年間事故がなく、かつ、関係法令の違反がなく、他の模範と認められる事業所。

4. 推薦及び選考

推薦は、下記推薦書等（複数の場合は順位を記入のうえ）に添書を付し（一社）宮城県火薬類保安協会まで提出する。

被表彰者は、会長が審査のうえ決定する。

（提出書類）

- イ. 表彰推薦書（様式1～3）
- ロ. 事業概要及び保安管理組織表（優良事業所の場合）
- ハ. その他参考となる資料等

5. 表 彰

- イ. 表彰は、隔年の定時総会において行う。
- ロ. 表彰は、協会長の表彰状の授与ほか記念品の贈呈をもって行う。

附 則

本要領は、平成16年4月1日から施行する。

本要領は、平成26年4月1日一部改正する。